平成２１年（フ）第５５５号
香川県高松市香川町川東上1637番地１
債務者　熊野文美介
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３５号
福岡県春日市弥生５丁目66番地ロングライフ弥生203号
債務者　吉岡　文雄
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５８３号
福岡市早良区荒江３丁目19番６号
債務者　山口　洋平
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８８１号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳１丁目５番１号103
債務者　中川　優可
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１０号
福岡市博多区南八幡町１丁目６番15号
債務者　日高　教介
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６９号
福岡市早良区四箇田団地５番408号
債務者　中野美枝子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４５号
福岡市博多区諸岡５丁目３番23号
債務者　古閑工業こと　古閑　隆幸
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４６号
福岡市博多区諸岡５丁目３番23号
債務者　古閑　佳代
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９０号
福岡市東区馬出３丁目８番１―105号
債務者　金子　武声
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３９号
福岡市南区弥永団地63番102号
債務者　柴田　義久
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８５号
福岡市中央区笹丘３丁目32番１―504号
債務者　松木ひろみ
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９７号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―714号　東峰マンション那珂川
債務者　村田　京子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２７号
福岡市博多区井相田３丁目23番17―203号
債務者　井沼田直美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８２号
福岡県太宰府市宰府３丁目３番７号
債務者　中村　和幸
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中254番地シャトーピアＢ202号
債務者　吉田　恵子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０７号
福岡市南区弥永団地51番106号
債務者　渡辺喜久子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２１号
福岡市東区下原４丁目７番５―206号
債務者　白木　修一
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４５号
福岡市南区老司１丁目９番15―201号
債務者　廣田　照男
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部